

会 議 名 称 足立区地域保健福祉推進協議会 子ども支援専門部会（平成26年度第1回）	整 理 番 号	997
	作 成 年 月 日	平成26年 7月 7日
	作 成 者 所 属 ・ 氏 名	子ども家庭課子ども施策推進担当 子ども施策推進担当 張谷
開 催 日 時 平成26年5月27日（火） 午後3時～5時	配 付 先 子ども支援専門部会員（20名）	
開 催 場 所 区役所中央館8階 特別会議室		
議 題 「(仮称)足立区子ども・子育て支援事業計画策定に伴う量の見込みの算出について」外1件	配付資料 次第 1部 資料1部	
出 席 者（敬称略）（計34名） （部会員）柴崎正行、鈴木圭子、橋本幸雄、有賀純三、井元浩平、石居聡、三橋雄彦 （特別部会員）高梨珪子、橋本英樹、金杉洋子、廣島清次、根本俊昭、小林タカ子、杉本新、大野雅宏、三浦昌恵、中台恭子 （協議会条例第8条に基づく意見表明者）市村智、古庄宏吉、川下勝利 （事務局）子ども家庭課長 烏山高章 （関連部署）住区推進課長 倉本和世士、区民参画推進課長 浅香京子、福祉管理課長 川口真澄、社会福祉協議会福祉事業部長 田口仁美、保健予防課長 増田和貴、教育政策課長 荒井広幸、学務課長 望月義実、教育指導室長 浮津健史、子ども・子育て支援課長 荻原貞二、子ども・子育て施設課長 橋本太郎、青少年課長 寺島光大、こども支援センターげんき所長 西野知之、子ども支援担当課長 渡邊 勇		
議事内容（議事要点・決定事項・調査事項・問題点・特記事項・次回予定・その他） 1 審議・調査事項 1. (仮称)足立区子ども・子育て支援事業計画策定に伴う量の見込みの算出について <子ども家庭課> 2 報告事項 1. 足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会の開催について <子ども家庭課>		

次回の開催日：平成26年6月25日

平成 26 年度 第 1 回足立区地域保健福祉推進協議会

「子ども支援専門部会」

平成 26 年 5 月 27 日（火） 午後 3 時～
足立区役所 中央館 8 階 特別会議室

鳥山子ども家庭課長

定刻になりましたので始めさせていただきます。本日はお忙しい中、足立区地域保健福祉推進協議会「子ども支援専門部会」にご出席をいただきまして、ありがとうございます。今回の部会も地方版子ども・子育て会議が所掌する「子ども・子育て支援新制度」に関する案件と定例の報告案件を取り上げてまいります。では、まず資料の確認をさせていただきます。

席上に配付いたしました、次第、資料 1 の差替版、追加資料で別紙 1 の関係資料、それから私立幼稚園協会の古庄先生からの質問票、私立保育園連合会の川下先生からの質問票を席上に配付いたしております。あと事前に送付いたしました資料に基づき進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。本日の子ども支援専門部会の委員のご出席は 27 名中 20 名のご出席をいただいております。定足数を満たしております。それでは、議事の進行を柴崎部会長宜しく願いいたします。

柴崎部会長

皆さん、こんにちは。本日は 26 年度第 1 回目の専門部会となります。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、議事に入らせていただきます。本日の議事の進行ですが、始めに審議・調査事項の説明及びご意見の聴取を行い、次に、定例の報告案件に入っております。では、審議・調査事項（仮称）足立区子ども・子育て支援事業計画策定に伴う量の見込みの算出について、子ども家庭課長より説明願います。

鳥山子ども家庭課長

子ども家庭課長鳥山でございます。資料に基づきましてご説明申し上げます。

それでは、資料 1 の差替版をご覧くださいと存じます。まず、量の見込みの算出でございます。事業計画の策定にあたりまして、施設や事業ごとにエリアを定めまして、ニーズ調査で把握しました利用意向率などを基に、平成 27～31 年度の計画期間における量の見込みを算出いたしました。

(1) ①は教育・保育施設における量の見込みになっております。1 号、2 号、3 号それぞれの量の見込みを出してございます。②は地域子ども・子育て支援事業といたしまして、11 事業ございますが、それぞれについてそれぞれの需要を出しております。表の見方ですが、1 の学童保育室運営事業は区で行っている事業名で、その下の（ ）書きの放課後児童健全育成事業が法で定められている法定事業名でございます。比較して分かるように表記いたしております。具体的に量をどのように出してきたかでございますが、事前送付いたしました別紙資料 1 をご覧くださいと存じます。表題は（仮称）足立区子ども・子育て支援事業計画策定に向けて、となっております。全体の流れを下の図で示しておりますが、本日の専門部会で量の見込みについてご審議いただき、次回以降になりますが、運営基準等をご審議いただく、そして最終的にはそれに基づいた確保方策についてご審議いただくということで、三段階でご審議いただく流れを考えております。では資料のほうをめくっていただき、まず、提供区域の設定の考え方について、3 ページをご覧ください。事業計画の中では一定の地域を設定した上で事業計画を立てていきなさい、ということで定められております。資料のほうをめくっていただき、

4 ページから 6 ページが区域の設定の考え方を示してございます。まず、教育・保育のうち、教育に係る部分、1 号認定のお子さんにつきまして、5 ページのほうに考え方を示してございますけれども、教育、1 号認定につきましては、園バスがあるということで、広域利用のお子さんが多くいらっしゃるという関係で、区域につきましては足立区を 1 区域とさせていただきました。それから保育の 2 号、3 号認定につきましては地理的状况ですが、5 ページの中ほどにございますが、荒川の堤北の地域につきましては、鉄道路線に向かって人が移動していこうということ、それから千代田線・つくばエクスプレス・東武線・日暮里舎人ライナーの 4 路線があるということを考慮し、河川・道路等の状況も踏まえまして、堤北につきましては 4 つのエリア、上(4 ページ)の図を見ていただきますと 4、5、6、7 の区域に分けさせていただいております。それから荒川より南の地域につきましては、地理的な状況もございます。それから千住、宮城・小台、新田それぞれのエリアで割合完結しているという状況もございますので、これについてはそれぞれを 1 区域というふうに考えさせていただいて、上の図の 1、2、3、というふうに分けさせていただいております。都合、足立区につきましては 7 区域ということで考えさせていただいております。ただし、箱書きの一番下にございますが、今回お示ししております区域の案は、今後、確保方策等を検討していく中で一部変更となる場合があると考えておりますので、ご注意いただきたいと存じます。続いて 6 ページになりますが、地域子ども・子育て支援事業については、それぞれの事業の設定区域につきましては、7 区域か 1 区域というふうに分けさせていただいております。7 ページになります。子どもの年齢別の人口推計でございます。これに基づいて推計の数字のほうを弾き出しております。これにつきましては、昨年、人口推計業務調査が行われまして、その数値を参考に使わせていただいております。ご覧のとおり、27 年度以降、徐々にではございますが右肩下がりの推計値が出ております。続いて 8 ページに入ります。家庭類型の考え方でございます。家庭類型につきましては、現在の就労状況による現在の家族の類型、それから母親の就労希望を反映させた潜在的な家族類型、この 2 種類を算出してございます。量の見込みにつきましては、潜在的な家族類型をもとに算出してございます。潜在保育の考え方、潜在需要の潜在類型をどのように見るかにつきましては、下の点線の中に例を示しておりますが、例えば、D タイプ、父親がフルタイム・母が専業主婦の世帯で、母親がすぐに就労したいというふうに調査の中で回答されたケースにつきましては、母親の就労希望がパート就労である場合にはタイプ C に加え、D からは除く、それから母親の就労希望がフルタイムという方については、タイプ B に加え、D からは除くと、そういった作業をして下の表にございます潜在需要を出しております。続いて 9 ページになりますが、教育・保育に関する量の見込みの算出でございます。量の見込みの算出につきましては、国の出しました手引きに基づきまして、ニーズ調査の結果を踏まえて、それぞれの量を算出してございます。(資料を)めくっていただきまして、それぞれの量の出し方につきましては、ここに記載してございます。家庭類型別児童数に利用意向率を掛けて、というふうな形で算出してございます。特に前回の部会でもお話しさせていただきましたけれども、0 歳児が非常に希望が高く出ているということで、補正を掛けさせていただいております。11 ページの※の下のところでございますけれども、この量の見込みにつきましては、補正前の数字に育休復帰時期が 1 歳未満であるという世帯を掛けまして、補正後の量の見込みというふうに出してございます。これはニーズ調査を基に算出してございます。世帯の割合につきましては、ニーズ調査の中で出てきた数字をそのまま掛けて補正後の量の見込みというふうに出してございます。別紙で実際にどういうふうに算出していったか、ということで、A3 版で「教育・保育」の量の見込み算出手順の流れというものを参考に付けさせていただきました。100 名の方が該当するという流れの中で潜在需要をどのように出していくのか、その後、量の見込みをどのように出したのか、というのを分

かりやすい形で付けさせていただきました。こういった作業をしてそれぞれの量の見込みを出してきたということでございます。続いて 12 ページでございますが、最終的に「教育・保育」の量の見込みを出した数字がこのようになっております。先ほど申し上げました各ブロックごとの 1 号認定、2 号認定、3 号認定の見込みがどうなっているのか、というふうに出してございます。続きまして 13 ページでございますが、地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みの算出でございます。この算出方法につきましては、ニーズ調査をもとに事業ごとに設定いたしました区域に基づいて、「国の手引き」により算出してございます。ただし、算出した見込みの量で過大に出ている傾向がある、そういった事業につきましては「手引き内容を一部変更」して算出させていただいております。算出方法につきましては、この下でございます(1)と(2)の流れで算出してございます。14 ページにめくっていただき、そのまとめた一覧表でございます。15 ページ以降は、それぞれの 11 あります事業のそれぞれの算出の仕方等を記載させていただきました。7 区域であるのか、1 区域でやっていくのか、そういったところをご確認いただければと存じます。それから 22 ページ、病気の際の対応ということで算出してございますけれども、これにつきましては今まで申し上げました算出方法に、若干補正を加えさせていただいております。量の見込みの算出方法の(ii)利用以降率でございますけれども、今まで日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人がいないと回答した方が 17.4%ございましたけれども、この数字を掛けて最終的に量の見込みというふうに出してございます。これにつきましては、先ほど申し上げた若干算出方法にこだわっている部分でございますので、付け加えてご説明させていただきました。そのほか(8) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業、(9) 乳幼児家庭全戸訪問事業、それから 24 ページ(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業、これにつきましては、ニーズ調査の推計値ではなく、これからの実績等を勘案して推計を出していく、ということで、この辺が変わっていくということでございます。それから(11) 利用者支援に関する事業でございますが、これは先ほど席上に配付させていただいた追加資料（「別紙資料 1」関係）をご覧くださいと存じます。これについては、子ども又は保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業となっております。これについては、現在 1 区域というふうに考えました。それで算出の考え方でございますけれども、足立区で、行政機関の施設というところで行くと、区民事務所が現在 17 箇所ございますけれども、区民にとっては身近な場所であるということで、その辺のところでは利用者支援が実現可能であるというふうに考えておりまして、17 箇所を量の見込みというふうに設定させていただいております。それから区域の方針は、今申し上げました 1 区域ではございますけれども、最低限必要となる 17 箇所が区全域にバランス良く配置できるように施設を選定していきたいというふうに考えております。資料に戻っていただきまして、25 ページ以降は 27 年度から 31 年度までの量の見込みをそれぞれ出したものでございます。ご確認いただければと存じます。以上が量の算出の方法についてのご説明でございました。それでは、支援部会の資料 1 のほうにお戻りいただきたいと存じます。今後の方針でございますけれども、量の見込みに対します確保の方針につきましては、各施設・事業のこれまでの利用実績等を踏まえまして、今後検討してまいります。めくっていただきまして、子ども・子育て支援新制度施行に伴う区が策定すべき基準について、ご報告をいたします。さる 4 月 30 日に新制度に関連する府省令が公布されてございます。内容は(1)の①から⑤、こういった基準の府省令が公布されてございまして、このうち①、②、③につきましては区が条例等で基準を定める必要があると規定されてございます。具体的にこういったものか、ということですが、(2)の①、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、これは既にお配りさせていただ

いております別紙資料の2、3がございます。そちらをご覧いただきたいと思いますが、国の基準において子どもが必ず従うべき基準につきましては、網がけをさせていただきました。めくっていただきますと白抜きになっているところがございます。これは参酌基準ということで、区のほうで基準を定めてください、というふうになっているものでございます。資料1に戻りまして、まず、家庭的保育の中では新制度では家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4類型が示されてございます。それで、この内容について定めていく、ということになります。②の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準につきましては、新制度では、認可を受けている教育・保育施設と地域型保育事業について、施設・事業者からの申請に基づきまして、子ども・子育て支援法に基づく給付対象の施設・事業となることを確認した上で、そういった施設に対して給付を支払うという形になります。この確認を行うための基準というものが②の基準でございます。それから③につきましては、放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準ということで、これは学童保育室の関係になりますけれども、これにつきましても区が条例で定めるという形になります。今後の方針でございますけれども、いま申し上げました基準3本につきましては、参酌基準を精査して、地域保健福祉推進協議会及び子ども支援専門部会にお示ししたうえで、第3回の区議会のほうに条例案を提出したいと考えております。この基準の審議につきましては、次回の子ども支援専門部会にお示しをして、皆様からご意見を伺いたいと考えております。雑駁ではございますが、見込みの算出についてのご報告でございます。それから、ご質問に対してお答えをして参りたいと思います。席上に配付しました資料をご覧いただきたいと思いますが、まず、古庄先生からいただいているご意見でございますが、教育・保育の量の見込みの中の(1)のご質問ですが、3から5歳の人数については定期的を書いてございますけれども私立幼稚園や認可保育園を選択しないで、いずれも利用したくないとか、無回答の方がいらっしゃいます。そういった方は手引き上ですと【ア】【イ】【ウ】に該当しないで、量の見込みには算定されないという形になってございまして、ご指摘のような差が出ているということでございます。それから2つ目のご質問ですけれども、区で住民登録している方が、区外の施設に通っている、これについては算定してございますが、区外から区内の施設に通っている、というのは算定してございせん。ということで、これについては、広域利用ということでありますので、今後、確保の方策を検討する段階で、東京都と協議しながら、他の市区町村とも調整の上で考えていく予定です。3番目のご質問でございますけれども3歳～5歳における平成27年度の家庭類型別の割合及び人数につきましては、この下にお示した内容のとおりでございます。教育・保育の量の見込みにつきましては、家庭類型とイコールではございせん、家庭類型別の「児童数」及び「利用意向率」をもとに算定しております。4番目のご質問でございますけれども、認可保育園等の量の見込みにつきましては【エ①】が3～5歳児の2,078名よりも多く算定されてございます。これはにつきましては、2歳まで認証保育所や保育ママに預け、3歳から私立幼稚園に預けたい家庭の割合が多い、そういった現状を反映していると考えます。実際、昨年、一昨年と認証保育所、家庭福祉員、小規模保育室で2歳から3歳になられる際にどの施設を利用するかというアンケートを実施させていただいております。小規模保育室ですと一昨年で6割方、昨年で5割、家庭福祉員ですと約半数の方が3歳になられる時に幼稚園を選択されてございますので、そういった数字が今回のニーズ調査のなかでも反映されているのかと思われます。次に(5)でございますけれども、【エ①】の1・2歳児と【エ②】の0歳児は、今すぐに利用したいと考えるニーズのみではなく、将来の潜在ニーズを含んだ量の見込みとなっているため、教育・保育の量の見込みが多くなっているところでございます。3歳以上の段階では、0～2歳と比較すると、既にいずれかの教育・保育施設を利用している割合が高いということで、ニーズ

と実際がほぼ一致しているというふうに解釈しております。(6)ですが、2ブロックにあるところが、需要が少ないのではないかとのご指摘でございますけれども、これにつきましては、江南住区センターの児童館子育てサロンのみしかブロック内にはございません。昨年度の利用実績を見ますと、年間2,403人ということで、全児童館の子育てサロン平均の2,296人の利用を上回っております。そのため、需要が低いという理由は特に思い当たりませんが、今後も子育てサロンの周知や質の向上に努めてまいりたいと思っています。(7)ですが、一時預かりの量の見込みでございますけれども、2つのパターンで算出しております。2号につきましては国の手引き上、利用意向率100%で算定するようにいわれているために、量の見込みが非常に多くなっております。それから、その他のところでブロック毎でニーズ調査の回収率はどうだったのかというご質問がございましたので、記載のとおりでございます。量の見込みの算出上問題ない回収率であると考えております。また、属性についても偏りは生じていないものと判断しております。(2)ですが、量の見込みに対して不足している場合には、その不足分を整備していくかたちになります。ただし、毎年度点検・評価をし、必要がある場合には中間年で計画の見直しを行います。(3)ですが、【エ②】の0歳の量の見込みでございますけれども、ニーズ調査結果から得られた実際の育児休業取得率や取得期間を勘案した上で算出させていただきました。先ほど報告しましたとおり、この辺につきましては、必要がある場合には中間年を見安に検討していきたいと思っております。(4)と(5)につきましては、まとめてになりますけれども、確認基準により、各施設・事業ごとに利用定員については設定していくことになります。

(6)ですが、ご指摘の通り、今、幼稚園の皆様には大変な時期に差し掛かっていると思っております。お示しいただいたスケジュールも十分承知しております。それから東京都のほうでは幼稚園の皆様がしっかり判断できるようにということで、東京都は国のほうに情報の提供ですとか、期間をしっかりと動けるように要望を出しているところでございます。幼稚園の皆様がしっかり動けるように私共も情報を知り得た段階ですぐお知らせ出来るようにしていきたいと考えております。以上が、古庄先生からのご質問に対する回答でございます。次に、川下先生からのご質問に対する回答でございますけれども、まず、教育・保育の関係ですが、2号認定の【イ】については、幼稚園など学校教育の関係の利用意向であるため、量の見込み・確保方策については1号認定【ア】と同様に取扱いしていく方向で考えてまいりたいと存じます。それから幼稚園の預かり保育については、通常の保育料とは別に、一時預かりの部分については別途、保護者の方に負担していただくという形になると考えております。それから、別紙資料1の関係で、平日の定期的な延長保育事業についてのご質問でございますけれども、この事業につきましては、18時30分以降の利用意向について延長保育のニーズ量として算出しております。この出し方については、国の手引きに従った算出方法でございますけれども、ご指摘のとおり、希望される延長保育時間は人によって異なるため、今後確保方策を考えていく中で検討してまいります。その他の休日保育事業でございますけれども、認可園での休日保育については、ご質問にあったとおり、公定価格の中で休日保育加算を踏まえ、今後検討してまいりたいと考えております。それから、家庭福祉員、保育ママの関係でございますけれども、確認の仕方については、まだ国から詳しく示されていないということで、回答が難しい部分がございます。それから、調理施設については、5年間の経過措置が設けられてございます。調理施設ではなく、調理設備でよいことや屋外遊戯場については、近隣の公園でも代替してよいなど、いま行っているままのルールで来ておりまして、おそらく新制度でもそうなると考えております。それから、利用負担とか給付の方法になりますけれども、昨日、国のほうから公定価格の案が示されましたけれどもそういったものを踏まえまして後ほどご報告させていただきますけれども、足立区子育て支援サービス利用者負担適

正化審議会において、ご審議をいただく予定になっております。利用調整につきましては、新制度上は保育ママについても行う必要があるということにはなっておりますけれども、面接後に預かる児童を決定していく、今の流れを考慮いたしまして、どのようにやっていくかにつきましては今後の検討課題であると考えております。雑駁ではございますが、いただいたご質問への回答でございました。

柴崎部会長

はい、ありがとうございました。方、ただいまの回答に対するお二人の見解はいかがでしょう。

古庄意見表明者

お忙しい中、ご回答ありがとうございます。先ほどの幼稚園を希望する保護者の見込みですね、潜在的な累計では現在より少ない見込みである、どうもそれがよく分からないのですが、それはどうしてなのでしょう。

鳥山子ども家庭課長

いまのご質問は(3)に当たるものかと思いますが、こういった形で量の見込みを出した中で弾き出した数字ということで、特に私どもが手を加えたわけではなく、国の手引きに基づいて算出したというふうには今の段階では申し上げられないというところです。

古庄意見表明者

量の見込みですから、今後これから変化することもあると思いますが、それを基に各方策を考えるということですから、その見込み量は大事なことだと思いますけれども、どうもその国の出し方で決まっているということですが、実際、潜在的な家庭類型の中では、幼稚園等の利用意向が現在より少ないのに、量の見込みでは増えるというのはどうもよく分からないので、もう一度その辺を見て、教えていただけたら、と思います。それと、質問1(1)のところで、幼稚園と保育園の量の見込みの合計と人口推計の人数で27年度で差が1,000人、まあそれは今後のことですから、それは分かりませんが、25年度は現状ですね。現状のところ3～5歳の幼児が幼稚園に通っているお子さんとそれから保育園に通っているお子さんの合計を、人口推計の人数にも1,000人の差がありますので、それはどういうことなのでしょう。そんなにどこにも通っていない方がいらっしゃるのでしょうか。

鳥山子ども家庭課長

3～5歳のうち、年齢が高くなるにつれて、ほとんどの方が幼稚園か、保育園、認可外施設に入ってしまう。例えば、ここが大きく出てくる理由というのは、おそらく3歳児あたりの数字が動いているのか、推測はしてございます。

古庄意見表明者

今言っているのは、3～5歳のことであって、0～2歳のところは含まれていないですね。

鳥山子ども家庭課長

はい。含まれておりません。年齢がだんだん上がっていくにつれて、どちらかの幼稚園か保育施設にほとんどの方が入っている、というのが今の現状なんですけれども、年齢が低ければ低いほど保護者の元で育てられているケースは多くなってきて、たぶんそういったところが、ここの3～5歳で1,000人と出ておりますけれども、下の子の数が、うまく反映しているのかと考えております。

古庄意見表明者

じゃあ、その部分が、量の見込みでは誤差が大きく出てしまう、ということになりますかね。

鳥山子ども家庭課長

ただ、潜在ニーズのところでも、この見込みの中では見ながら出てきていますので、その辺は反映されていると考えております。

古庄意見表明者

別紙資料1の12ページですけれども、12ページのところに3～5歳の実員、教育・保育の量の見込みというところで、25年度4月1日現在の実員というのが出ています。アとイが幼稚園ですね、ウの部分保育園の3～5歳ですね。それを足したものと、同じ資料の7ページのB、「計画期間における年齢別児童数の推移(推計)」で右側に＜参考＞で25年度、26年度とあり、25年度、これは実数であると思いますが、この3～5歳、それを比較したのが、私が意見で出したところの書いてある数字なんですね。だから25年度の実数で1,000人差があります。27年度は推定で1,038人差が出ていますね。1,000人の差があると、これは大きく数が変わってくると思うんですけれども。6%ものお子さんが、幼稚園にも保育園にも属さないということになってしまうのではないかと。

鳥山子ども家庭課長

27年度以降の推移は人口推計の値で、25年度、26年度は1月1日現在の実績値でございますけれども、12ページの実績数値は4月1日現在の数字を持っていますので、若干そのところで差が出ている可能性がございます。

柴崎部会長

ちょっとお聞きしますけれども、25年度の実員、これは私立の保育所、それから認定こども園、それから認可の保育所に通っている実数ですよ。これは足立区内の、という意味ですよ。それと、先ほどの就学前の児童は、足立区に住んでいる子どもですよ。それで、さっき問題になっていた、やっぱり区外の子どもがたくさんいて1,000人の差というのは、少ないということですよ。区外に出ているという感じですかね。

古庄意見表明者

確かに新田地域などでは、北区に行っておられる方が多いというふうには聞いておりますけれども、でも1,000人というのは。

柴崎部会長

そういうものは、今回の調査では出て来ないということですかね。でも見方としてはそういうことですよ。いかがですか。

古庄意見表明者

ちょっとこれは調査しないと分からないですけれども、推計で1,000人も少なくなっております。推計で1,000人も合わないというのはどういうことなのでしょう。

鳥山子ども家庭課長

事務局のほうでもう一度、1,000人の中身、差について確認させていただきます。

古庄意見表明者

ぜひよろしくお願いいたします。それと質問の(7)で幼稚園の在園児の一時預かりの現状が179,000人というところ、見込みが倍以上の367,000人という数字ですね。これはこのまま量の見込みとして考えていいのでしょうか。その算出方法というのはもちろん、基準に従ってやっているのかもしれませんが、でもそれでよろしいのかということです。

柴崎部会長

いかがでしょうか。

鳥山子ども家庭課長

過大に出ているというのは、先ほどのところでも申し上げておりますけれども、今度、事業計画の確保の方策を提出する際にその辺のところをどのように考えるか、というのを検討してまいりたいと

思いますし、それから今後、施行された 27 年度以降の実際の利用量とか、利用率などを見ながら、実態と計画している数字がどうなっているのか、というのも比較しながら修正は加えていかないといけない、というように思っておりまして、こういった手続きで修正をかけていくのか、というようにところも今後の方策とともにお示しできればと考えております。

古庄意見表明者

もちろん、実際に点検しながら調整していくことが必要なのだと思いますけれども、最初から見込みが過大である、という出発点では大変なことになるのではないのでしょうか。

鳥山子ども家庭課長

これについては、私ども事務局のほうでも今一度、議論はしてまいります。ただし、補正をかけるにしても国の手引きに基づき、それからこちらで考えたやり方として、ニーズ調査など分かるもので捉えた数字で補正をかけたりしているということで、なかなかそれ以上の補正をかけていく手法といえますか、考え方が見つからないということもございまして、今回は出来る限りの補正をかけた見込みというものでお示しをさせていただいております。状況としても今後実際にどうなっていくか、計画した数値がどう変わっていくか、というふうに思っておりますので、それを国のほうでは中間点で見直しをなさいと言っておりますけれども、その前に何らかの形で、実態に合わせた利用の形で補正をかけていきたいと思っております、それを次回、確保策の中でお示ししたいと考えております。

古庄意見表明者

あと、その他のところで 2(3)で示させていただきました 0 歳児の保育の量の見込みですけれども、現状が 17.5%のものを見込みでは 35.2%と、これも数が相当多い。今、育児休業をほとんどの組織、会社が整備されていて、1 年は取得できるようになっている状況の中で、0 歳児をこれだけ増やす必要性がワークライフバランスの点から見てもあるのでしょうか。

鳥山子ども家庭課長

ここの数字につきましては、別紙資料 1 の 11 ページ 0 歳の補正のかけ方というところでご説明をさせていただいたところでございます。私どものニーズ調査の問いの中で、育児休業を取得している、取得した、と回答した人の割合であるとか、育児休業取得後に職場復帰した、という方で実際に今、職場復帰した人というのをピックアップして、それを掛け合わせた数字になっておりますので、おっしゃられましたように、ワークライフバランスでかなり進んではきておりますけれども、実態としては、かなり早い段階で預けられている人も多いというところが出ています。それを反映した形で補正をさせていただいております。これについても先ほどと同じことになりますけれども、実態がどうなっていくのか、ということも把握しながら、数値の見直しというものをやらなければいけないと考えております。

古庄意見表明者

国がこの補正の仕方について、こうしなさいとか、または途中で補正する場合も、どうやって補正したか、明確な基準が必要なのだろう、そういうところで苦労されているのだろう、と思いますけれども、それをどうしたらいいか、私には分かりませんが、でも実数とあまりにもかけ離れている。そういうところは、もう少し考え直したほうがいいのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。あと、その他の先ほどの(4) 量の見込み、幼稚園、認定こども園、保育園の利用定員を決めていく中で、今後区において定める認定基準により設定する、ということなんですけど、それはそれぞれの今後、区域を分けるのですか、また幼稚園については 1 区域ですか。区域に関係なく利用定員を設定していいのでしょうか。どういうふうに設定していいのでしょうか。

鳥山子ども家庭課長

設定区域については、ある程度といいますか、保育の場合は 7 区域に分けますので、その中で考えていくことになります。幼稚園の場合は 1 区域というふうに提示させていただいておりますけれどもこれから作業を進めていく中で、1 区域という考え方でいいのかも含めて、考えていくことになります。

古庄意見表明者

もちろん、幼稚園はバスを使っております。広域といいましても足立区全土に渡るわけではありまないので、せいぜい 1.5km、その圏内になると思います。そういった中で分けることは大変難しいところですが、どういうふうに区域を考えているのか、その方法など具体的に教えていただきたい。あと、(6)、(7)でスケジュールを質問させていただきました。今こういうお話しをしている段階、という基準かはまだ出てきていない。それは次回だということですので、その中で幼稚園が次年度、施設型給付を希望するのに準備が整わない、という恐れがあります。こども園については自動的に施設型給付の枠組みに入れられてしまいます。まず在園の保護者の方に説明をしなければなりません。私たちは現在の条件で園児を募集し、それに合意して在園している方に対して、それを変えていくわけです。その中では、ここにあるスケジュールは私が考えた流れですので、実際はもう少し早くしなければならいだろうと思っています。まあ、最低限、この時期にはこういうふうに進めなければいけない、という流れがありますが、それに合わせられない。これは悩み事です。国の方で決まることがなかなか決まっていけないという状況の中で、区が早く、早くと言っても元が決まらないのに難しい流れなのだろう、ということは私も十分理解しているのですが、でも、手順としては、こういうものがあるということを踏まえた上で、進めていかなければいけませんよね。その辺をご理解いただいて、どのようにやっていくか、というスケジュールを示していただきたい。よろしくお願いします。

柴崎部会長

ちょっとお伺いしたいのですが、この計画では幼稚園は 1 ブロック、全体として計画を進めて行こう、ということですが、幼稚園協会さんとしてはそれでいいんですか。

古庄意見表明者

1ブロックで今、やっていることは量の見込みを考えたわけですね。私も自分なりに考えて見ますと、区域を分けるというのはなかなか難しいですね。ですが、区域を分けたなら隣接の区域との調整をしていく、というやり方というのをうまく出来たらいいのではないかと、思っておりますけれども、協会としてという意見ではありませんので、1ブロックで利用定員を決められるわけではありませんので、それは何かやり方が必要なのではないかと思います。

柴崎部会長

実は皆さん方にも 12 ページ、量の見込みのところを見ていただきたいんですね。たまたま先ほどのご質問で気がついたのですが、これ、ブロックごとに 7 ありますよね。これ、いわゆる保育所なんですよね。ところが、表は保育所の希望者の割合を見ているんだけど、それは返せばここに入っていないのは幼稚園になるんです。一番上。そうすると、2 歳ぐらい、つまり、まだ幼稚園に入る直前の子どもたちは 5 割くらいいるんですよ。ところが 3 歳になるとすぐブロック差が大きい。10%以上落ち込むところがあれば、そのままのところがある。ということはたぶん、そのまま保育所で行けるところと、行けないから幼稚園に移っていくという現状がたぶんあって、それを見込みながらこういう値が出てくるんですよ。だからたぶん預かり保育が、今現状からすると、倍ぐらい増えるというのは当たり前だと思いますね。それが分析出来てない、ということは、出来てるかも知れませんが、その辺の分析ができないと、やっぱり幼稚園に、じゃあ預かり保育を増やすか、増やさないかと

いう判断もできないんじゃないか、そう、それが心配なんですね。責任者として。その辺、もう一度、よく見ていただきたい、という気がするんですけども、まあ、何ブロックに分けて検討を、とまでは言いませんけれども、もう少し大まかでもいいから、見通しが持てるようにしないと、やってから考えますでは、ちょっと、都に提出したときでも同じことを指摘されるんじゃないですかね。まあ、素人の私でもそこは見えますので、違いますか。

鳥山子ども家庭課長

今のご意見も踏まえまして、もう一度、中身を見ていきたいと思います。

柴崎部会長

量の見込みをどういうブロックで、というのも大事なことです。まあ、新しい区分けというか、区域割りということは、とても新しい試みでいいと思うんですけども、その辺でこれまでの実態から離れすぎないようによろしく願いいたします。他にご質問いかがでしょう。

橋本(英)特別部会員

この数字の捉え方に関してあまり、この数字に従って整備する、しないということはあまりリジットに議論すること自体、あまり意味のない議論なんじゃないかな、というのは、あの現状でこういうサプライしかないからこういうデマンドが出るんだということなので、それに合わせてデマンドに応じてサプライを変えれば、また今度デマンドのほうが変化するというような形で、非常に現時点でサプライの内容や質やバラエティに限度があるのを、非常に限られた状況があるという中でおそらくお子さんを抱えている世帯というのは、その限られたチョイスの中で今現在もチョイスをしているに過ぎない。だから今回のやつはあくまで、こういうデマンドが現時点であります、と言っているのは、現行のサプライのもとで、という条件付きなので、やっぱりこれ、実際にこれに合わせて動かしてみたら今度はサプライ過剰になる可能性というのは確かに十分あることなので、この数字に従ってきっちりこの数字を満たすように配置計画を立てましょう、ということは、そういう数字ではこれはない、というふうに捉えたほうが僕はいい。だからやはり、数字としてはこれは回収数その他からいってこれはもうベストアベイラブル(入手可能なものとしてはベスト)、もうこれに従ってやるしかないと思うんですけども、あとはこの数字をどう解釈して、何に利用するのか、という議論だというふうに解釈します。

柴崎部会長

まあ、この数字について、今おっしゃっていただいたとおりだと思いますけれども、そこからどういう解釈にしていくなか、ということですよ。ありがとうございます。

川下意見表明者

私立保育園連合会の川下です。回答いただいた内容で、昨日ぎりぎりで出させていただきました。ありがとうございます。私がいただいた回答の中で、やはり2号認定を二つに分けているところが、やはり分かりにくいなあというふうに思っています。つまり、例えば実際に認定証を渡す時に、その過程には同じ2号認定でも幼稚園を希望しているから、あなたの場合は公の費用は短時間分しかありません、あとの預かり保育については直接施設に出してください、というような仕分けの仕方になるのか、例えば同じ2号認定でも保育所に行っている場合には最低でも、短時間の保育でも8時間は保障されますし、標準時間なら11時間という形になるので、その費用の負担のところがちょっと違うようになるのかなあ。同じ認定の、つまり、例えば幼稚園の1号認定の人と2号の幼稚園を利用する人とで違いがあるのかどうか、というところがまず一つ不明になっているのかなと、いうところです。

あと、延長保育についても実際に今後、考えていただけるということなんですが、延長保育の実態

が、今の認可保育所が加算ですね、整備をしていくんだということになると、さあじゃあ何処もかしこも需給に関係なく、やらなければいけなくなってしまうのか、それとも例えば、拠点方式でやっていくような考えをお持ちなのか、また、時間数についても1時間延長でいいのか、2時間延長なのか、4時間延長なのか、というようなところの見込みというか、区の考えとか、需給、利用者のことなんですけれども、それを考えていただけないと、なかなか整備がしづらい。

ご存知のように国のほうでは月曜から土曜までの利用者でも、火曜日から日曜日までの利用者でも、同じ環境を整えるんだというように言ってますので、まさに日曜日ですね、ごめんなさい、今、休日保育のほうにいてしまいましたけれども、休日保育の整備についても非常にやりにくいのかな、まあ、延長保育と同じような拠点をというような考え方になってくると思います。

あと、家庭的保育のほうは、まだはっきりと出ていないので、保育ママさん、今の現状を見ているとやはり0歳児を預かっていただいていることからいって、とても大変なことになっていくのかな、という心配をさせていただいているところです。あの0歳児の量の見込みのところなんですけど、もちろんアンケートの内容でも何かこの数字じゃなくても、というような意見も出ているので、なかなか議論が見えにくいのかな、という気がするんですけども現状のやはり0歳児の保護者の意向ですと、やはり0歳で入れておかないと1歳になったら入れない、というふうに思っている方がたぶんたくさんいらっしゃるんだと思うんですね。ですから現状、4月に申込みをすると5月ではもう育休を切り上げなければいけない。つまり満1歳まで、本来は取れるんだけれども、その取った後に保育所に入れないから1年を待たずに職場に復帰しているという例も、私、相当数いらっしゃるんだと思うんですね。ですからその辺なんかは正に1歳になってからでも保育所に入れるんだよ、ということが分かれば、もう少し0歳の需要は少なくなってくるのかな、というふうに実態としては感じているところです。以上です。

柴崎部会長

はい、ありがとうございました。

鳥山子ども家庭課長

最初の2号認定のところでございますけれども、今回ニーズ調査をした段階で、別紙の9ページのところに出ささせていただきましたけれども、2号認定の中でも、※印の1番になりますけれども、就労を理由として保育は必要であるけれども、ニーズ調査の段階で私立幼稚園等を利用したいとお答えになった方、ここを反映していますので、その方は短時間の幼稚園に預かっていただける時間で就労できるとか、就労している、という方に分類されると思っています。先生おっしゃられたのは、預かり保育の部分については、それは別個の話になってくるのか、例えば、一時的に預かってもらうという場合は、その人が今まで幼稚園で4時間で預かってもらって良かったのだけれども、何かの理由によって延長しなければならない、そういう時の一時預かり、という形になるので、それは別個の保育になりますよね、というそういう回答をさせていただきます。

川下意見表明者

就労を目的で幼稚園の一時預かりを利用している人については100%この数字の中に入れていくという作業でやられたわけですね。ですから本来は、保育所並の時間が必要なんだろうけれども、自分では幼稚園に入って、その預かり保育で出来るというふうに考えていらっしゃる、という方ではないんですかね。ですから、要は私が言いたいのは、例えば、新幼保連携型のこども園に、もしなったとすれば、2号認定の子どもたちは、当然午前中の時間は年齢別編成をして教育活動をするんだ、幼稚園と同じようなクラス編成をしながらやるんだ、というふうに決まっているわけですね。ですからその理解がまだ利用者の方になくて、その午前中の時間の見方が新幼保連携型ではなくて、という

認識の方がこの中にはたくさんいらっしゃるのかな、というふうに思ったわけなんです。ですから、新幼保連携の2号認定と、ここでいうところの俗に言う幼稚園だけの1号で余計に費用を払って預かり保育を頼む人、というものの分け方が当然必要になってくるのかな、というふうに思ったということです。

鳥山子ども家庭課長

いまの量の見込みのところについては、確保方策のところでご説明させていただきます。それから、延長保育や休日保育の関係ですけれども、これはやはり、確保方策のところを考えさせていただきたいと思います。それから、休日保育についてエリアの拠点を設けるのかどうか、という点も含めて考えてまいります。保育ママについては、ご指摘いただいたとおりで、厳しい状況にあるというのは、間違いないと思っております。5年間の猶予期間というのがありますけれども、こういった形で国の求めている自園調理の方法を考えていくのか、需要も問題であり、どういうふうに進めていくのかについて検討してまいります。

柴崎部会長

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

有賀副部会長

古庄委員、川下委員からも0歳児についてお話しがありましたが、0歳児の量の見込みは、丁寧にその根拠とか、妥当性を説明する必要があると思います。というのは、前回この部会の中で平成27年度の量の見込みの暫定値が示されました。それは2,785人という数字でしたけれども、今回1,908人ということで大きく下がってます。もちろん利用意向調査の場合には、とりあえず希望するという方がおられるということは十分考えられますし、特に0歳児の場合にはその傾向が強いだろうということは十分理解できます。その補正として今回11ページで育休復帰時期が1歳未満である世帯割合という、この現状の値を使って補正をされています。そうしますと利用意向希望の数値が十分反映されていないという疑問も出てくる可能性があります。先ほど事務局から精査します、ということでしたので、ここでの答えはいいんですけれども、どういう数字を出すにしても利用意向希望調査の数字、それから現状の数字、そこから結論をどうしていくか、そのところをもう少し丁寧にぜひ、説明をお願いしたいと思います。

柴崎部会長

これは要望ですね。はい、ありがとうございました。もうお一方かお二方いかがですか。なければ先に進みますけれども。それでは細かいところをもう少し説明してほしい、ということもありましたのでよろしく願いいたしますそれでは先に進めさせていただきます。

次は報告事項になります。足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会の開催について、子ども家庭課長よりお願いします。

鳥山子ども家庭課長

はい。それでは私のほうからご報告をいたします。資料2をご覧くださいと存じます。先ほどもお話がありましたけれど、昨日、国の子ども・子育て会議の中で公定価格、要は運営費がどれくらいになるのか、ということが示されました。また、併せて利用者の負担についてということで、基準となる上限額がこうなるという案が示されて、その中で保育料については、現在、所得税の額に応じて保育料が決まる、ということでございましたけれども新制度になりますと住民税の額に応じて保育料を定めなさい、というふうになってございます。そういった関係でこれまで保育料については所得税でずっとやってまいりましたので、保育料体系を再度見直さなければいけない、という

ところで今回、子育て支援サービス利用者負担適正化審議会を開催いたしまして、この中で新制度に伴う保育料を決めていただく、というふうになったところでございます。今回、保育料については、教育・保育だけではなくて、学童保育の保育料についても併せて一緒にご審議をいただきたい、というふうに考えているところでございます。委員の構成でございますけれども学識の方4名、区議会議員が4名、区内団体、ここに記載がございますけれども、幼稚園、保育園、それから認証保育所、小規模保育室、住区センター連絡協議会の方にお入りいただきたいと考えております。それから現在選定中でございますけれども、公募委員4名を考えてございます。幼稚園を利用されている方、保育園を利用されている方、ご自宅で子育てをされている方に対して、今募集をかけておりまして、現在8名の方からご応募をいただいております。この中から4名の方を選出していきたいと考えております。それから区職員3名、併せまして合計20名の方に保育料の審査をお願いして、保育料の体系の見直しをお願いしてまいります。審議期間でございますけれども、6月末から9月末まで、4回の会議の中でお決めいただきたいと考えております。スケジュールにつきましては、記載のとおりでございます。私からは以上です。

柴崎部会長

はい。ありがとうございました。報告事項につきましてのご質問はありますか。

古庄意見表明者

幼稚園協会の古庄です。このスケジュールを見ますと、ブロックで今、やっていることは量の見込みを考えたわけですね。私も自分なりに考えて見ますと、保育料の改定条例(案)作成で議会が通って1月になって保護者に説明が出来る、ということですが、これは施設型給付を受ける体系に入る幼稚園についても、保育料の説明を保護者にしなければならない。先ほどの私どものスケジュールを考えますと、9月の中旬には保護者の方に説明をしなければなりません。その前に保育料の変更ですから、保育料変更の届出を出さなければならない。理事の承認も得なければなりません。そういうのを考えますと、1月に保護者に説明というのでは全く間に合わない。それをどのようにお考えですか。

鳥山子ども家庭課長

これにつきましては、手続き上、どうしても踏まざるを得ない手順でございまして、この問題については、幼稚園だけではなくて、保育園も同じでございます。保育園についても今ですと10月末から11月にかけて募集を始めますけれども、その中に保育料の体系をきちんとお示しした上で入園の申込みをしていただく、ということもやっていますので、これはもう幼稚園だけではなくて、保育園も同じ問題を抱えております。ここについては施設の皆様、事業者の皆様にもご理解をいただかなければならないところですが、その辺については、また保護者の方にもしっかりと、そのところは変わるんだということで、ご理解をいただかざるを得ない、というのが現状でございます。このところはどうしても前倒しというのは出来ない、というところでご理解をいただきたいと思います。このところはどうしても前倒しというのは出来ない、というところでご理解をいただきたいと思います。

柴崎部会長

いかがですか。

古庄意見表明者

条例を経るまでは保護者に説明は出来ないのでしょうか。仮にこういう数字に決まったという段階で保護者に説明してもいいものですか。

鳥山子ども家庭課長

これにつきましては議会との関係もありますので、どういうふうに進めていくか、出来るだけ条例の前にお示しできるのであればそのほうがいい、と思っていますので、そこは区議会事務局とも協議

しながら、お示しの仕方については考えていきたいと思います。

柴崎部会長

これについては、国が公定価格の単価、昨日だったんですね。かなり厚いものですよね。それを見ればいろいろ計算出来るというものを作ったんですけども、それが非常に遅れて、日本中みんな、全部遅れてしまうということになりますので、まあ、区の問題だとは思っておりませんが、ちょっとこれまでの流れと違ってしまふ、そういった原因を作っている、ということですね。

古庄意見表明者

まあ、もちろんそれは私もよく存じ上げているんですが、現実の幼稚園の立場としては、そう言わざるを得ない。それで、区として、例えばですよ、新制度を始めるのを、27年度じゃなくて、28年度にするとかですね、もっとじっくり見込みについても今いろいろ議論がある中でのことです。これ本当に大変なことなんで、足立区は28年度からにするとかですね、そういうことは出来ないのでしょうか。

鳥山子ども家庭課長

これは国のお金も使って、今も制度を運営しております。それで新制度に乗らないとなると、国から貰っているお金のすべてを区が持ち出す、ということになって、これはもう現実的に無理だと思います。ですので、制度にはしっかりと乗らないといけないので、このところ27年の4月というのは区としては死守しなければいけないと思っていますし、事業者の皆様にもご理解をいただきたいということでございます。

古庄意見表明者

そういうことであれば、その説明をしていただきたい。私立幼稚園協会の皆さんに、こういうスケジュールしか出来ない。その中で皆さん、進めて出来るかどうか。それを早期にやっていただきたい。

柴崎部会長

厳しい現実があるということ、ですね。

廣島委員

認証連絡会の廣島です。只今のお話を伺って、全く同感です。今ご説明があった通り、新制度施行時期を動かさないということは当然の事だろうと思います。むしろ、準備に関わる行政の皆さんに、事業者として同情する思いです。一点お願いがあります。平成27年4月から新制度になるということについて、今のお話の中では事業者の視点からの捉え方、ご発言が多くありましたが、大事なのは利用される側の皆様方に新制度をどのように周知徹底し、新制度はこのようなことなんですと理解を得、むしろ、事業者に周知する以上に、利用される方の目線で、どのような方法で周知徹底をされるか、またそのご予定がとおりになるかをお聞きしたい。

鳥山子ども家庭課長

今、こういった新制度に関する情報についてはホームページ上で公開、出させていただいておりますし、この議論についてもさせていただいて、どういうことをやっているのか、ということも進めております。それから区の広報でもこういった新制度になりますよ、というPRをする予定になっております。9月10日号でお示しをしていく、ということで、今準備を進めております。そのほか、実際に今、保育園なり幼稚園なりを使われている保護者の皆様には別立てで、保育制度が変わりますよ、というようなご案内をしていきたいと思っております。

柴崎部会長

はい。よろしいでしょうか。

市村意見表明者

民生委員の市村でございます。少し話が変わるんですが、子ども・子育て支援に関するニーズ調査の中に、小学生の子どもを放課後どういう形で何処で過ごさせたいか、という親御さんのアンケートがありまして、それを見ますと学童保育、また今、足立区一生懸命やっております放課後子ども教室、ここに行かせたいという数字がすごく高い。親御さん、随分期待しているところがあるな、と感じるわけですが、今話にありましたが、学童保育料もまた、新年度から上がる可能性があるということですが、学童保育は今現在、足立区全学校にあるわけではございません。現在の学童保育の数で足りるのかどうか、ということをやっと教育委員会に聞きたいのと、そしてまた、いま放課後子ども教室が各学校間でやり方とかいろんな意味で差があるのではないかなあ、というふうに思っております。親御さんが今、学校選択自由化の中で放課後子ども教室が充実している学校を選ぶよ、という親も随分増えているということも聞いております。その辺の差、これは地域が協力してやっている事業でございますが、それでもやっぱり教育委員会のほうでその辺を支援するという、今考えがあるのかどうか、この二つをお聞きしたいのですが。

倉本住区推進課長

学童保育につきましては、住区推進課からご説明いたします。現在、学童保育室は 26 年度当初で、室数は 106 室でございます。学童保育は開設場所が学校内と各住区センター、その他に単独施設があります。学校内では現在 29 箇所ございまして、一番多いのは住区センターの中の学童保育室でございます。同じ学校の中でお子さんが放課後移動できるため、人気があるのはやはり学校の中の学童保育室でございます。現在は、対象が小学校低学年 1～3 年生ということで、足立区の状況を見ますと、1～3 年生までですと現在、定員数が約 4,200 人ほどでございますけれども、入室しているお子さんは約 3,900 人ほどで、定員に対して余裕がございます。ただし、地域によって、また、学童保育室によって、入室希望に偏在がございますので、待機しているお子さんは約 30 名強いらっしゃいます。新制度に伴いまして、対象年齢が小学生、いわゆる 6 年生までになりますと、4～6 年生の需要量の見込み調査では 1,700 人ほど対象者数がございます。これを全部学童保育で賄うということは、現在のところでは不可能でございまして、やはり様々な方法を考えながら、先ほどもご質問のありました放課後子ども教室とも連携いたしまして対処しなければならないと考えております。以上です。

荒井教育政策課長

私のほうからは、放課後子ども教室についてご回答申し上げます。放課後子ども教室はこれまでは各校の量的な拡大と言いますか、週 5 日以上、それから 1 校において 2 会場以上を実施している学校を全校に広めていこうということで、取り組んでまいりました。その結果、昨年度末で全 70 校中 68 校が週 5 日以上、2 会場以上で実施ということまで到達してきてございます。なお、この事業の支援をお願いしてございます生涯学習振興公社はスタッフのほうが一エリア担当制ということで、それぞれの学校を担当しながらスタッフ会議等、参加させていただいて現在の支援を行っているところでございます。量的な拡大では、一定程度成果が見られる状況にまで到達しておりますので、今後は中身の、質のところに言及をしながら、さらに支援を進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

柴崎部会長

はい。よろしいでしょうか。他にご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。では、これにて質疑応答を終了させていただきます。貴重なご意見をどうもありがとうございました。

今日はどのような話し合いになるのかな、と時間の見通しも立たず、内容的にどういったところがかだいになるのかな、と心配しながら、でも、いろんな立場のご意見を伺えて、問題点、それからどういったところを足立区として、認可園として大事にしていくか、ということですね。それから、今後

の見通しをどうもって行くのか、課題となるところはいくつか明確になってきたと思います。そういったことを皆様からのご意見やアドバイスを参考にいただき、事業計画策定の準備を事務局のほうでは大変だとは思いますが、ぜひとも進めていただきたいというふうに思います。

それでは、これもちまして、本日の議事を終了させていただきます。

議事進行にご協力いただきありがとうございました。

鳥山子ども家庭課長

次回の、子ども支援専門部会でございますが、先ほど申し上げましたように公定価格が出ましたし、事業者負担の考え方も示されたところでございます。特に先ほどの報告の中でも申し上げましたけれども運営基準等を決めていかなければいけない、という重要な時期に差し掛かってまいりました。時間もないというところで大変恐縮ではございますけれども、次回につきましては6月25日、午後6時からこの場所で開催をさせていただきたいと考えております。内容につきましては、基準のところでございます。このところを決めていただいて、条例化に持っていく、ということになりますので、大変申し訳ございませんけれども、6月25日、午後6時からということですのでよろしくお願いいたします。詳細につきましては、また、通知を差し上げたいと思っております。それから本日の会議録につきましては、後日委員の皆様方に送付させていただきます。内容等をご確認いただきまして、誤り等がございましたら事務局までご連絡をお願いします。

最後になりますが、お車でお越しの方につきましては駐車券をご用意しておりますので、出口で事務局職員にお声かけをいただければ、と思います。本日は長時間に渡りましてどうもありがとうございました。